

1 委託業務の名称

長岡市ワークシェアリング調査研究業務

2 目 的

自分の生活スタイルに合わせてスキマ時間を活用し、柔軟に働きたい子育て世代や高齢者、学生などのニーズと、人員確保に悩む市内企業をマッチングし、雇用市場の変化に柔軟に応じることの可能なシステムの調査研究および実証実験を行うもの。

3 業務の概要

(1) システムの概要・構築期限・運用開始日

ア 概要

自治体主体の公式サイトを構築して、当該公式サイトに企業が求人情報を掲載でき、働き手がアプリから応募できる仕組みとする。

- ・自治体管理サイトの構築
- ・求職者向け専用 WEB サイトの構築
- ・市内企業向け専用 WEB サイトの構築

イ 構築期限・運用開始

- ・公式サイトの構築期限は令和 5 年 8 月 31 日とする。
- ・公式サイトの運用開始日は令和 5 年 9 月 1 日からとする。

(2) システム構築の詳細条件

【A】 公共性

① 多くの企業が利用できる仕組み

- ・幅広い業種が利用できること。
- ・事務負担が少なく、大小様々な企業が利用できること。
- ・雇用契約、給与計算、給与支払い、各種帳票作成と管理、月次／年次の帳票発行を各社が設定し自動化できること。
- ・労働時間と拘束時間を管理する勤怠管理の仕組みがあること。
- ・給与の前払いや直接払いなど、求職者の意思に応じた柔軟な給与支払いを企業の負担を増やすことなく代行できる仕組みであること。

② 多くの人が働ける仕組み

- ・専門性あるなし問わず、就業できる仕組みであること。
- ・子育て、介護世代、シニア世代などが活躍できる仕組みであること。
- ・地域内外の求職者が応募、就業できること。
- ・性別、国籍、年齢問わず応募、就業できること。

③ コンプライアンス遵守・労働者保護

- ・直接雇用によるマッチングになること。
- ・休業手当などの労働者保護を図ること。
- ・評価やレビュー情報を公開できること。
- ・外国籍者の就業制限を守ること。

【B】 持続性・発展性

① 自治体や企業の負担少

- ・自治体がサービスを維持できる仕組みであること。
- ・企業の労働力不足を根本的に解消できる仕組みであること。
- ・勤務できる人を自動検索してシフトを充足できる仕組みであること。
- ・長期雇用へ促進できること。

② ヒト、企業、マチが繋がる

- ・企業と多様な人材が繋がる仕組みであること。
- ・企業と自治体のプラットフォームが繋がる仕組みであること。
- ・季節による人員ニーズを相互補完できるよう、自治体と自治体のプラットフォームが繋がる仕組みであること。

③ データ化・可視化

- ・性別、世代別、地域別の登録状況や就労実績、所得、税金などを可視化し事業効果測定を可能にする仕組みであること。
- ・地域間の供給労働時間、支給給与額が可視化される仕組みであること。
- ・企業が求めるスキル、人員確保の状況など現状把握をして雇用支援に活用できること。

【C】 実現性・運営体制

① プラットフォームの構築実績

- ・これまでに企業や自治体のプラットフォームを構築した実績があること。
- ・複数のプラットフォーム構築と連携できること。
- ・事業の実現に必要な知財や技術があること。

② 運営サポート

- ・システム導入後も継続した自治体への運営フォローを実施すること。
- ・求職者及び企業からの問い合わせに対応することとし、改善要望等のヒアリングも実施すること。
- ・必要に応じてマーケティング、調査、レポート、提案を行うこと。

【D】 システムの詳細要件

① 利用者向けの環境整備

- ・求職者向けの応募サイトの構築。
- ・企業向けの申込サイトの構築。
- ・自治体向けのデータ分析環境の構築。
- ・システムはパソコン、スマートフォン、タブレット、WEB ブラウザやアプリケーションで利用できること。

② 自律分散型かつ連携可能なプラットフォーム

- ・自治体主体の公式プラットフォームを構築すること。
- ・企業各社が独自のプラットフォームを構築できること。
- ・企業各社と自治体のプラットフォームが連携できること。
- ・企業各社にあった設定ができること。

③ 効率的な求人掲載・採用・母集団の形成

- ・企業各社はシフトや求人情報を柔軟に掲載できること。
- ・企業各社で抱えている自社会員と外部求職者の一元管理で業務の効率化が図れること。
- ・1日単位での就業や短時間勤務を可能にできること。
- ・求職者は勤務希望時間を細かく意思表示ができること。
- ・求職者は合否回答の期限を意思表示できること。
- ・自治体や企業各社は独自のスキルマスタを設定、蓄積できること。
- ・企業、求職者双方が評価やレビューを確認できること。
- ・法改正に合わせたアップデート機能を持ち合わせていること。

(3) 告知

求職者向け応募サイト及び企業向け申込サイトの認知度向上及び登録促進に向けて広く周知を図ること。

4 実施条件及び留意事項

- (1) 本業務で知り得た情報について、許可なく他に漏らしてはならない。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項で、業務実施上必要と認められる事項にあつては、当市との協議を要するものとする。
- (3) 業務の履行にあたり、当市と十分な打合せを行い進めること。十分な知識を有する者を配置すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項または、疑義が生じた場合は、双方協議の上定める。